

証券コード:5702

第99回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時

開催場所

大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル大阪 ヴィニエット コレクション
2階「ペリドット」

目次

第99回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	
事業報告	13
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告書	28

証券コード 5702
2026年6月2日
(電子提供措置の開始日2026年5月28日)

株 主 各 位

大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号
株式会社 大紀アルミニウム工業所
代 表 取 締 役 林 繁 典
社 長 執 行 役 員

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第99回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.dik-net.com/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2026年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番68号

リーガロイヤルホテル大阪 ヴィニエット コレクション2階「ペリドット」

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第99期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合

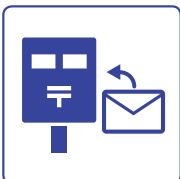


株主総会日時

2026年6月19日（金曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2026年6月18日（木曜日）午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

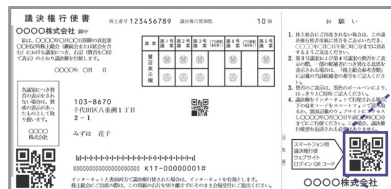
機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

「スマート行使」によるご行使

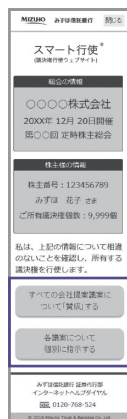
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

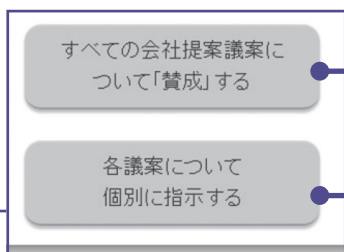
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使方法を選ぶ



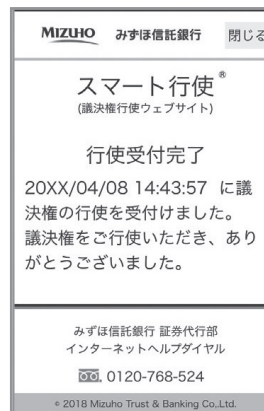
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



3 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください

*** 議決権行使ウェブサイト ***

- 本サイトのご利用にあたってはご登録ください。ご登録いただいた場合は、【次へすむ】ボタンよりご利用ください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすむ

【情報と通知電子メールメニュー】

- 画面と通知電子メールの登録/お申し込みはこちら
- メールアドレスの登録はこちら
- 登録メールアドレスの変更または中止はこちら

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



■「次へすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
(電子メールにより指籍に通知と受領された場合、
当該電子メール内容に記載されています)

議決権行使コード:

次へ **閉じる**

■「議決権行使コード」*を入力し、【次へ】をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください

*** パスワード変更 ***

- パスワードを変更してください。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと異なるパスワードを入力し、【登録】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードをご利用される場合、右のリンクをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

ご使用になる新しいパスワード:
(確認のためもう一度)

※8文字の半角英数字のみ入力可能です。
※セキュリティの観点から、電話や画面でのご通知は行いません。
※パスワードは入力後、必ずご確認ください。

登録

■「初期パスワード」*を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

■「登録」をクリック

※「議決権行使コード」「初期パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

※インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎0120-768-524 (受付時間：年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社グループを取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 30 円

総額 1,187,168,220 円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026 年 6 月 22 日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 高橋良多氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
新任 ふじ たら とし ゆき 藤 原 聡 行 (1971年5月19日)	1994年 4 月 大洋真珠株式会社入社 2000年 7 月 甲南会計事務所入所 2006年 5 月 当社入社 2011年 7 月 当社ダイキアルミニウムインダストリー（タイランド） 出向 2017年 1 月 当社ダイキアルミニウムインダストリー（タイランド） 社長 2021年12月 当社ダイキアルミニウムインダストリーインディア社長 2025年10月 当社ダイキアルミニウムインダストリーインディア顧問（現任）	0株

【監査役候補者とした理由】

藤原聡行氏は、永らく海外に常駐し海外連結子会社の経営を担ってきた豊富な経験、見識及び実績を有しております。また、会計事務所勤務を通じて財務・会計に関する専門的知見及びリテラシーも有しており、当社の監査体制強化に資するものと期待できることから、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤原聡行氏の選任が承認された場合は、当社は藤原聡行氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。
- 候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
4. 藤原聡行氏は、過去10年の間に当社の海外連結子会社であるダイキアルミニウムインダストリー（タイランド）及びダイキアルミニウムインダストリーインディアの業務執行者であったことがあります。同氏のダイキアルミニウムインダストリー（タイランド）及びダイキアルミニウムインダストリーインディアにおける地位及び担当は、上記記載のとおりであります。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）および委任型執行役員（以下、取締役と委任型執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価変動による利益及びリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の指名報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ていること、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2022年6月22日開催の第95回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額500百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本定時株主総会終結後において、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役である取締役は、本制度の対象外とします。）及び委任型執行役員

(3) 信託期間

2026年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2026年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり43,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、129,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2026年5月13日の終値1,603円を適用した場合、上記の必要資金は、約2億6百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、１事業年度当たり43,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は129,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、43,000ポイント（うち、取締役分として30,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数300個の発行済株式総数に係る議決権数395,111個（2026年３月31日現在）に対する割合は約0.08%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行

うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会若しくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

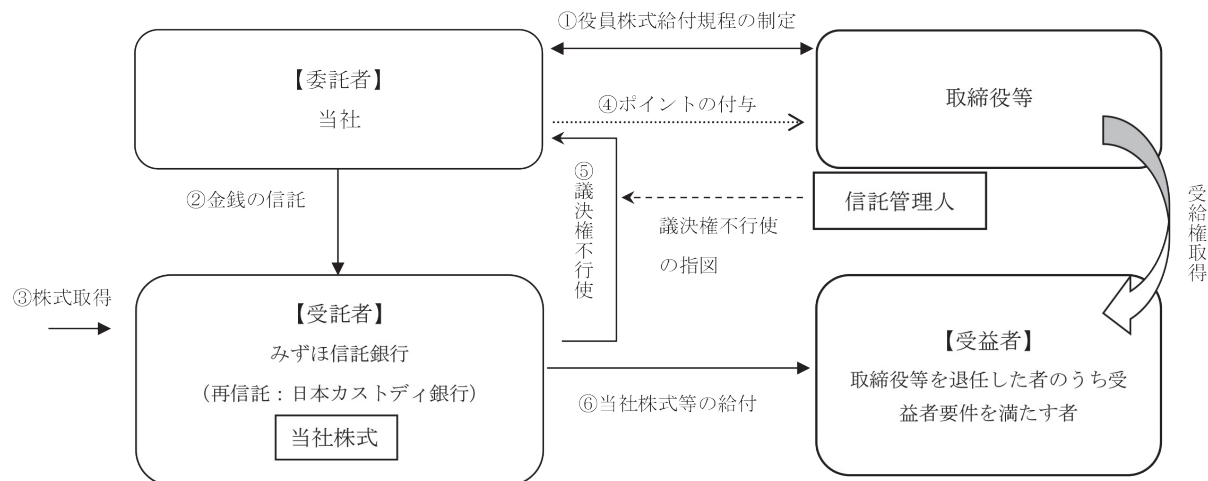
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向及び経営内容等を勘案し、役職やそれぞれの果たすべき役割・責任等に応じ決定することとしております。報酬等の種類は、固定報酬である定期同額給与、業績連動報酬である業績連動給与及び業績連動型株式報酬によって構成（ただし、社外取締役は固定報酬のみ）されております。また、決定方針の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、基本的にその答申を尊重し取締役会において決定することとしており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この手続きを経ることで決定方針に沿うものであると判断しております。監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬である定期同額給与のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、国際情勢や通商環境が不安定化するなかでも、底堅い成長を維持いたしました。また、わが国経済についても、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復いたしました。

当アルミニウム二次合金業界では、主要顧客である自動車・輸送機器関連向けを中心に需要の底堅さが見られました。また、世界的な新車販売は概ね前年並みで推移しましたが、EV市場を中心とした競争激化や政策・補助金動向の変化により、地域・車種別で影響が分かれる展開となりました。一方、原料となるアルミスクラップの発生減や低炭素原料であるアルミスクラップの需要増により、収益環境に影響を及ぼしました。

このような事業環境の下、当社グループの連結売上高におきましては、米国による利下げや、中国のアルミ生産制限及び中東情勢の緊迫化に伴う供給懸念により、LME 価格が上昇したこともあり、アルミニウム二次合金地金1,979億9千万円（前年同期比3.8%増）、商品・原料他1,331億1千9百万円（前年同期比22.1%増）で、これらを併せた売上高総額は3,311億9百万円（前年同期比10.4%増）となりました。

また、収益面におきましては、国内については、輸出価格の高騰を要因としたスクラップ価格の高止まりによる原料コストの上昇がありましたが、製品及び商品の堅調な需要に支えられました。また、海外についても、販売価格の是正や材料転換を進め、収益の回復軌道に至りつつあります。これらの結果、営業利益72億6千8百万円（前年同期比50.4%増）、経常利益56億2千万円（前年同期比49.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は36億8千万円（前年同期比426.4%増）を計上することとなりました。

(企業集団の品目別販売実績)

品名	第 98 期 (2024.4.1～2025.3.31)		第 99 期 (当期) (2025.4.1～2026.3.31)		対 前 期 増減金額	対前期 比 率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
製 品	190,772	63.6	197,990	59.8	7,217	3.8
商品 ・ 原料他	109,022	36.4	133,119	40.2	24,096	22.1
合 計	299,795	100.0	331,109	100.0	31,313	10.4

(注) 構成比率、対前期比率は金額によっております。

(当社の品目別販売実績)

品 名			第 98 期 (2024.4.1～2025.3.31)			第 99 期 (当期) (2025.4.1～2026.3.31)			対 前 期 増減金額	対前期 比 率
			数 量	金 額	構成比率	数 量	金 額	構成比率		
製 品	アルミ合金 ダイカスト用	トン	151,619	百万円 59,994	% 35.0	153,273	百万円 62,618	% 33.1	百万円 2,623	% 4.4
	鋳 物 用		37,454	15,862	9.2	39,709	17,718	9.4	1,855	11.7
	圧 延 用		26,777	8,795	5.1	19,724	5,568	2.9	△3,226	△36.7
	小 計		215,850	84,652	49.3	212,707	85,905	45.4	1,253	1.5
商品 ・ 原料他			—	86,946	50.7	—	103,481	54.6	16,534	19.0
合 計			215,850	171,598	100.0	212,707	189,386	100.0	17,787	10.4

(注) 構成比率、対前期比率は金額によっております。

(2) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、総額41億5千3百万円となりました。その主なものは、セイシン（タイランド）の新工場新設及び当社グループ各社におけるコストダウンのための生産合理化への設備増強を実施したものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年12月2日に第三者割当増資でダイキアルミニウムインダストリーインディアの株式を10億株取得しました。(期末保有株式38億8千万株、出資比率97.0%)

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済では雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されます。一方で、トランプ政権から繰り出される米国の通商政策をめぐる動向、加えて、中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりによるエネルギー価格や金融資本市場への影響にも注意が必要であり、先行きは不透明な状況となっております。

当アルミニウム二次合金業界におきましても、中東情勢の緊迫化及びホルムズ海峡の実質的封鎖の影響により、エネルギー価格の上昇、サプライチェーンの混乱に伴う自動車メーカーの減産の可能性、物流遅延等、当面は不確実性の高い状況が続くものと見込まれております。

こうした中、引き続き、当社アルミニウム二次合金生産拠点において最適となる生産・販売量を確保しつつ、原材料の選別精度向上や、価格変動にも対応できうる購買体制を構築するなど、時代の変化に敏速に対応し、社業の発展に万全を期する所存であります。

株主各位におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 96 期 (2022.4.1~2023.3.31)	第 97 期 (2023.4.1~2024.3.31)	第 98 期 (2024.4.1~2025.3.31)	第 99 期 (当期) (2025.4.1~2026.3.31)
売 上 高 (百万円)	273,033	262,671	299,795	331,109
経 常 利 益 (百万円)	13,890	4,167	3,749	5,620
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,726	3,244	699	3,680
1 株当たり当期純利益 (円)	240.09	80.10	17.48	93.01
総 資 産 (百万円)	133,215	138,679	163,295	177,864
純 資 産 (百万円)	68,370	72,062	73,712	77,102

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 九 州 ダ イ キ ア ル ミ	百万円 40	% 100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
株 式 会 社 ダ イ キ マ テ リ ア ル	300	100.0	非鉄金属のリサイクル及びアルミニウム屑の売買
東 京 ア ル ミ セ ン タ ー 株 式 会 社	10	100.0	ア ル ミ ニ ウ ム 屑 の 売 買
株 式 会 社 北 海 道 ダ イ キ ア ル ミ	60	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
株 式 会 社 聖 心 製 作 所	300	100.0	ダ イ カ ス ト 製 品 の 製 造 販 売
ダイキ インターナショナルトレーディング コーポレーション	百万米ドル 2	100.0	アルミニウム地金及びアルミニウム屑の売買
ダイキアルミニウム インダストリー (タイランド)	百万バーツ 350	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
セ イ シ ン (タイランド)	300	100.0	ダ イ カ ス ト 製 品 の 製 造 販 売
ダイキアルミニウム インダストリー インドネシア	百万ルピア 463,686	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
ダイキアルミニウム インダストリー (マレーシア)	百万リンギット 17	100.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
ダ イ キ ア ル ミ ニ ウ ム ベ ト ナ ム	千米ドル 417	100.0	アルミニウム二次合金地金の販売
ダイキアルミニウム インダストリー インディア	百万インドルピー 4,000	97.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売
大 紀 (佛 山) 経 貿 有 限 公 司	百万元 20	90.0	アルミニウム二次合金地金の販売
ダイキ オーエム アルミニウム インダストリー (フィリピンズ)	百万米ドル 1	60.0	アルミニウム二次合金地金の製造販売

(11) 主要な事業内容

アルミニウム二次合金地金（ダイカスト用・鋳物用・圧延用）の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。なお、溶解技術と経験を活かし、溶解炉及び関連設備・機器、溶解システム等の設計・製作・販売並びにその補修も行っております。

(12) 主要な拠点等

(当社)

本 社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号 (ダイビル本館15階)
東 京 支 店 東京都千代田区神田東松下町14番地 (東信神田ビル8階)
名 古 屋 支 店 愛知県安城市赤松町広久手15番地
テクノカルセンター 三重県亀山市川崎町字山新田1483番地1
工 場 亀山 (三重県)・滋賀 (滋賀県)・新城 (愛知県)・結城 (茨城県)・白河 (福島県)
ロシア代表事務所 ロシア連邦 モスクワ市

(株式会社九州ダイキアルミ)

本 社 福岡県糟屋郡宇美町貴船三丁目8番1号

(株式会社聖心製作所)

本 社 滋賀県東近江市柴原南町字深谷1592番地1

(株式会社ダイキマテリアル)

本 社 三重県亀山市川崎町字地藏僧1291番地1

大阪集荷センター 柏原 (大阪府)

業 務 課 大阪 (大阪府)

(東京アルミセンター株式会社)

本 社 東京都江戸川区松江七丁目6番23号

支 店 千葉 (千葉県)

(株式会社北海道ダイキアルミ)

本 社 北海道苫小牧市字柏原6番地276 苫小牧東部工業団地

支 店 札幌 (北海道)

(DAIKI INTERNATIONAL TRADING CORPORATION)

アメリカ合衆国 カリフォルニア州

(大紀 (佛山) 経貿有限公司)

中華人民共和国 佛山市

(DAIKI OM ALUMINIUM INDUSTRY (PHILIPPINES) ,INC.)

フィリピン カビテ州

(PT.DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY INDONESIA)

インドネシア カラワン県

(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY (MALAYSIA) SDN.BHD.)

マレーシア セランゴール州

(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY (THAILAND) CO.,LTD.)

タイ王国 チョンブリ県

(SEISHIN (THAILAND) CO.,LTD.)

タイ王国 チョンブリ県

(DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY INDIA PRIVATE LIMITED)

インド アンドラ・プラデシュ州

(DAIKI ALUMINIUM VIETNAM CO., LTD.)

ベトナム ハノイ市

(13) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前期末比増減
全社（共通）	1,275名	17名減

（注）従業員数には、使用人兼務取締役、嘱託、出向者及び臨時雇は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16,395
株 式 会 社 り そ な 銀 行	13,756
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,983
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	9,368
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,720

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 43,629,235株 (自己株式4,056,961株を含む。)
 (3) 当期末株主数 15,540名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
有 限 会 社 山 本 エ ス テ ー ト	3, 4 8 0	8. 7
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	3, 2 5 7	8. 2
山 本 隆 章	2, 2 3 2	5. 6
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1, 9 0 4	4. 8
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	1, 2 5 8	3. 1
大 紀 ア ル ミ 得 意 先 持 株 会	1, 0 9 2	2. 7
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1, 0 0 3	2. 5
安 宅 千 浩	9 4 4	2. 3
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8 2 5	2. 0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7 4 4	1. 8

- (注) 1. 上記以外に自己株式を4,056,961株保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式（4,056,961株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有

ア. 取得株式

普通株式 250株
 取得価額の総額 275,136円

イ. 処分株式

該当なし

ウ. 失効手続きをした株式

該当なし

エ. 決算期における保有株式

普通株式 4,056,961株

オ. 第98回定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式

該当なし

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 本 隆 章	
代表取締役社長執行役員	林 繁 典	
取締役専務執行役員	後 藤 和 示	海外事業室担当
取締役専務執行役員	門 谷 正 雄	海外事業室長
取締役常務執行役員	川 口 絵 里	管理部担当兼企画室長兼ダイバーシティ推進室長
取 締 役	辰 野 守 彦	弁護士
取 締 役	谷 謙 二	日本冶金工業株式会社 社外取締役
取 締 役	山 本 未 生	
常 勤 監 査 役	西 川 正 義	
監 査 役	野 澤 密 孝	
監 査 役	石 黒 訓	公認会計士 佐川急便株式会社 社外監査役 森下仁丹株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ソフトウェア・サービス 社外取締役
監 査 役	高 橋 良 多	

- (注) 1. 2025年6月20日開催の第98回定時株主総会において、川口絵里氏及び山本未生氏は取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2025年6月20日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、取締役山岡正男氏及び取締役議員英士氏は任期満了により、それぞれ退任いたしました。
3. 取締役辰野守彦氏、谷謙二氏及び山本未生氏は社外取締役であります。
4. 監査役野澤密孝氏及び石黒訓氏は社外監査役であります。
5. 取締役辰野守彦氏、谷謙二氏、山本未生氏、監査役野澤密孝氏及び石黒訓氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査役石黒訓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び国内・海外全ての子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向及び経営内容を勘案し、役職やそれぞれの果たすべき役割・責任等に応じ決定することとしております。

報酬等の種類は、固定報酬である定期同額給与、業績連動報酬である業績連動給与によって構成（ただし、社外取締役は固定報酬のみ）されております。

また、決定方針の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、基本的にその答申を尊重し取締役会において決定することとしており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この手続きを経ることで決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬である定期同額給与のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は2022年6月22日開催の第95回定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第79回定時株主総会において年額45百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	219 (19)	165 (19)	54 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	28 (9)	28 (9)	- (-)	4 (2)

(注) 業績連動報酬として取締役に対して業績連動の給与を支給しております。
業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当期の連結経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営指標として重視し、経営活動全般の利益を表すものであり、貢献度を図る上での観点等から選定しております。
業績連動報酬の算定方法は、当期の連結経常利益に係数（1.56%）を乗じた金額になります。
なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1.（9）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役谷謙二氏の兼職先である日本冶金工業株式会社と当社とは特別な関係はありません。

監査役石黒訓氏の兼職先である佐川急便株式会社、森下仁丹株式会社、株式会社ソフトウェア・サービスと当社とは特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	辰 野 守 彦	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100%）し、議案審議等につき、弁護士として企業法務等に関する高度な知見の観点から必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	谷 謙 二	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100%）し、議案審議等につき、幅広い知見及び非鉄金属業界の長年の経験から必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	山 本 未 生	第98回定時株主総会において選任され、その後開催の取締役会10回全てに出席（出席率100%）し、議案審議等につき、グローバルな社会課題解決活動や人材開発に関する経験から必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	野 澤 密 孝	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100%）し、また当期開催の監査役会12回の内11回に出席（出席率91.6%）し、中立的な視点及び高い倫理観並びに道徳観の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	石 黒 訓	当期開催の取締役会12回全てに出席（出席率100%）し、また当期開催の監査役会12回全てに出席（出席率100%）し、公認会計士として長年の豊富な経験、専門知識及び高い会計基準リテラシーの観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	140,373	流 動 負 債	90,354
現金及び預金	9,082	支払手形及び買掛金	16,221
受取手形及び売掛金	74,421	短期借入金	67,968
商品及び製品	22,681	未払金	2,519
仕掛品	210	未払法人税等	758
原材料及び貯蔵品	27,880	未払消費税等	145
その他の	6,107	未払費用	1,618
貸倒引当金	△11	賞与引当金	333
		その他の	787
固 定 資 産	37,490	固 定 負 債	10,407
有形固定資産	26,351	長期借入金	6,162
建物及び構築物	9,457	役員退職慰労引当金	12
機械装置及び運搬具	9,772	退職給付に係る負債	436
工具、器具及び備品	389	リース債務	231
土地	4,412	資産除去債務	306
リース資産	1,626	繰延税金負債	3,110
建設仮勘定	694	その他の	146
無形固定資産	211	負債合計	100,761
投資その他の資産	10,928	純 資 産 の 部	
投資有価証券	7,461	株 主 資 本	62,496
長期貸付金	2	資本金	6,346
退職給付に係る資産	1,506	資本剰余金	8,717
繰延税金資産	420	利益剰余金	49,819
その他の	1,895	自己株式	△2,387
貸倒引当金	△357	その他の包括利益累計額	13,822
		その他有価証券評価差額金	3,154
		繰延ヘッジ損益	△38
		為替換算調整勘定	10,154
		退職給付に係る調整累計額	551
		新株予約権	142
		非支配株主持分	640
		純資産合計	77,102
資産合計	177,864	負債・純資産合計	177,864

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		331,109
売上原価		314,899
売上総利益		16,210
販売費及び一般管理費		8,941
営業利益		7,268
営業外収益		
受取利息	182	
受取配当金	148	
鉄屑売却益	88	
補助金収入	115	
その他の	319	855
営業外費用		
支払利息	1,900	
有形売却損	17	
持分法による投資損失	224	
為替差損	239	
その他の	120	2,502
経常利益		5,620
特別利益		
固定資産売却益	11	11
特別損失		
固定資産除売却損	168	168
税金等調整前当期純利益		5,463
法人税、住民税及び事業税	1,999	
法人税等調整額	△178	1,821
当期純利益		3,641
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△38
親会社株主に帰属する当期純利益		3,680

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	73,025	流 動 負 債	55,612
現金及び預金	2,359	支払手形	4,059
受取手形	6,565	買掛金	7,149
売掛金	42,413	短期借入金	36,787
商品及び製品	14,539	1年内返済予定の長期借入金	3,409
原材料及び貯蔵品	6,446	リース債務	5
短期貸付金	51	未払金	1,732
未収入金	291	未払法人税等	572
その他	357	未払費用	1,096
固 定 資 産	29,927	与引当金	239
(有形固定資産)	(9,775)	賞設備関係支払手形	250
建物	3,077	その他	309
構築物	962	固 定 負 債	6,353
機械及び装置	2,980	長期借入金	4,786
車両運搬具	112	リース債務	3
工具、器具及び備品	148	資産除去債務	244
土地	2,478	繰延税金負債	1,172
リース資産	0	その他	146
建設仮勘定	15	負債合計	61,965
(無形固定資産)	(153)	純 資 産 の 部	
電話加入権	7	株 主 資 本	37,729
借地権	35	(資本金)	(6,346)
ソフトウェア	99	(資本剰余金)	(8,833)
建設仮勘定	3	資本準備金	2,400
その他	7	その他資本剰余金	6,433
(投資その他の資産)	(19,998)	(利益剰余金)	(24,936)
投資有価証券	5,792	その他利益剰余金	24,936
関係会社株式	10,979	圧縮積立金	0
関係会社出資金	1,994	別途積立金	2,000
長期貸付金	65	繰越利益剰余金	22,936
前払年金費用	744	(自己株式)	(△2,387)
長期前払費用	40	評価・換算差額等	3,115
差入保証金	204	(その他有価証券評価差額金)	(3,154)
その他	185	(繰延ヘッジ損益)	(△38)
貸倒引当金	△8	新 株 予 約 権	142
資産合計	102,953	純資産合計	40,988
		負債・純資産合計	102,953

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		189,386
売 上 原 価		182,324
売 上 総 利 益		7,062
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,042
営 業 利 益		3,020
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,664	
技 術 指 導 料	202	
受 取 地 代 及 び 家 賃	129	
鉄 屑 売 却 益	78	
そ の 他	255	2,330
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	633	
減 価 償 却 費	60	
そ の 他	79	773
経 常 利 益		4,577
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	103	103
税 引 前 当 期 純 利 益		4,476
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,057	
法 人 税 等 調 整 額	10	1,068
当 期 純 利 益		3,408

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社大紀アルミニウム工業所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 畑 憲二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 西 基 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大紀アルミニウム工業所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大紀アルミニウム工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社大紀アルミニウム工業所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 畑 憲二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 西 基 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大紀アルミニウム工業所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社大紀アルミニウム工業所	監査役会
常勤監査役 西 川 正 義 ㊟	
社外監査役 野 澤 密 孝 ㊟	
社外監査役 石 黒 訓 ㊟	
監 査 役 高 橋 良 多 ㊟	

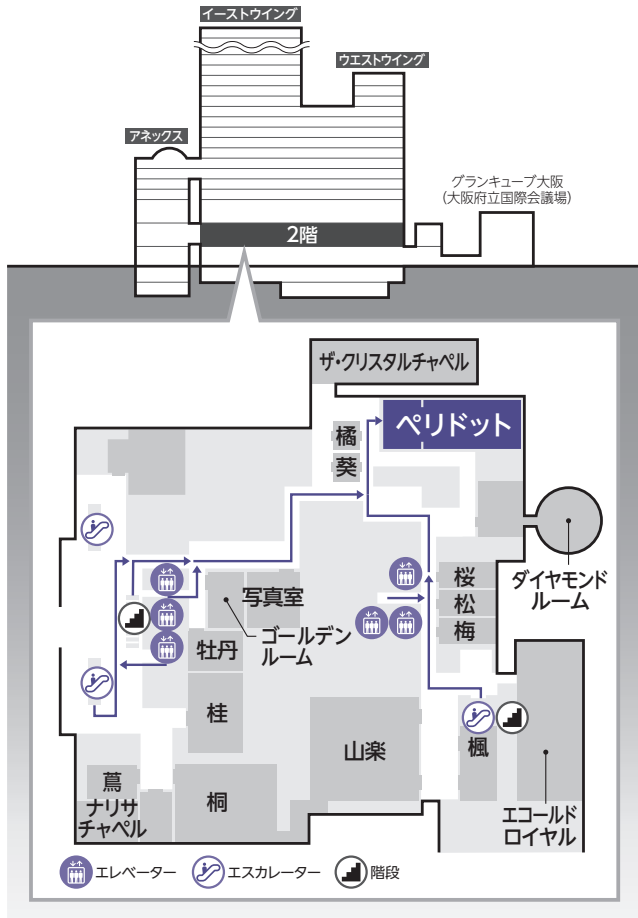
以 上

株主総会会場ご案内図

大阪市北区中之島5丁目3番68号

株主総会会場

リーガロイヤルホテル大阪 ヴィニエット コレクション2階「ペリドット」



交通のご案内

〈京阪電車〉中之島線「中之島」駅下車 3番出口直結

〈JR〉大阪環状線 「福島」駅下車 徒歩約12分

〔JR〕東西線 〔新福島〕駅下車 2番出口より徒歩約11分

《阪神電車》阪神本線「福島」駅下車 西3番出口より徒歩約11分

〈地下鉄〉四つ橋線 「肥後橋」 駅下車 4番出口より徒歩約15分

※上記のほか、リーガロイヤルホテル大阪 ヴィニエツト コレクションのシャトルバス（JR大阪駅から約15分）もございますが、当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。なお、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。